

寒河江市訓令第 3 号

寒河江市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 6 日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市公印規程の一部を改正する訓令

寒河江市公印規程（平成 1 1 年市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

職印	寒河江 市長の 印	角印	方 7	かい 書	個人番号カード、住民基 本台帳カード、在留カー ド及び特別永住者証明書	1	市民 生活 課長
----	-----------------	----	-----	---------	---	---	----------------

」を

「

職印	寒河江 市長の 印	角印	方 7	かい 書	個人番号カード、在留カ ード及び特別永住者証明 書	1	市民 生活 課長
----	-----------------	----	-----	---------	---------------------------------	---	----------------

」に

改める。

附 則

この訓令は、令和7年12月29日から施行する。